

津波注意報・警報等・後発地震注意情報発表中における市内公共交通の運行について

1 趣旨

地震等に伴い津波注意報や津波警報等が発表された場合、市内公共交通は原則として速やかに運行を中断して避難し、注意報の解除まで運休（車両・運転手は営業所等で待機）としてきたところ、復興事業の完了により注意報・警報等発表に伴う具体的な避難指示区域が変わってきたことと、後発地震注意情報の運用開始など新たな事象が生じていることから、内容について見直しを図ったもの。

2 津波注意報・警報等・後発地震注意情報発表における市内公共交通の運行

対象路線	現行	見直し後
生出線 広田線 広田半島線 長部今泉線	【津波注意報】 運行を中断し避難。車両・運転手は解除まで営業所等で待機し、その間は全便運休。	【津波注意報】 避難指示区域（防潮堤の海側）を除いて運行を継続。
たかたコミュニティバス東部・西部線 デマンド交通 たかたスマナビ	【津波警報、大津波警報】 注意報発表時に同じ。	【津波警報、大津波警報】 運行を中断し避難。車両・運転手は営業所等で待機し、その間は全便運休。
	【後発地震注意情報】 特に定めていない。	【後発地震注意情報】 運行を継続。
モビタ	上に同じ。	現行を維持し、津波注意報発表から解除まで全便運休。

【参考】

J R 大船渡線 B R T：運行経路が避難指示区域内にある場合、沿線自治体の避難指示が解除されるまで全便運休。

岩手県交通大船渡営業所：津波注意報発表時は避難指示区域を除き運行を継続、津波警報及び大津波警報発表時は全便運休。